



これから創業される方、  
創業されて間もない方を全力応援!!

# 創業おうえん資金

横浜市信用保証協会  
による割引  
**0.4%**

&

横浜市  
による保証料補助  
**0.1%**

保証料率 **0.3%**

融資額

**3,500万円以内**

保証料率0.2%上乗せで

融資期間

**10年以内**

**経営者  
保証不要**



制度名	創業おうえん資金
融資の対象となる方	次のいずれかに該当する方 <b>①</b> これから創業する方(現在事業を営んでいない方に限る)で、1か月以内に市内で個人事業を開始する方、又は2か月以内に市内で会社を設立し事業を開始する方 ※特定創業支援等事業による支援を受けた旨の証明を受けた方は6か月以内となります。 <b>②</b> 既に創業されている方で、次のいずれかに該当する方 (当該事業の開始時に他の事業を営んでいない方に限る) (1)個人事業を開始し5年未満の方、又は会社を設立し5年未満の方 (2)個人事業を開始したのち、新たに会社を設立した方が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、個人事業を開始して5年未満の方 <b>③</b> 事業を継続している会社により新たに設立(分社化)された会社で、設立の日から5年未満の方 (事業を継続しつつ、新たに市内で会社を設立(分社化)する方を含む) (①②③は、全国統一保証制度の「創業関連保証制度」又は「スタートアップ創出促進保証制度」の対象)
資金用途	運転資金及び設備資金
融資額	3,500万円以内
融資期間	●運転資金…10年以内 ●設備資金…10年以内 (据置12か月以内を含む)
融資利率	● <b>固定金利 1.9%以内</b>
保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。
担保	不要
保証料率	<b>0.3%</b> (横浜市信用保証協会による割引0.4%&横浜市による保証料補助0.1%) ※要件に合致する方は保証料率0.2%上乗せにより経営者保証を不要とすることができます。
備考	創業関連保証制度、スタートアップ創出促進保証制度の対象となります。

## 詳しくは相談窓口にお問い合わせください

部署名	保証担当地区	電話番号	住所
本所(保証課)	中区 磯子区	<b>045-662-6623</b>	横浜市中区山下町22 山下町SSKビル10階
北部支所	港北区 緑区 青葉区 都筑区	<b>045-470-5600</b>	横浜市港北区新横浜3-9-18 新横浜TECHビルB館6階
西部支所	鶴見区 神奈川区 西区 保土ヶ谷区 旭区 瀬谷区	<b>045-319-5335</b>	横浜市西区北幸1-6-1 横浜ファーストビル7階
南部支所	南区 金沢区 戸塚区 港南区 栄区 泉区	<b>045-844-6621</b>	横浜市港南区上大岡西1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー22階

横浜市信用保証協会LINE公式アカウントでは、制度の創設や変更、セミナーの開催案内等の取り組みをお知らせしております。右の二次元バーコードからお友達登録をお願いします。

